

## 8 運転免許証・運転経歴証明書の住所・本籍の変更について

運転免許証、運転経歴証明書をお持ちの方で、今回の住居表示実施区域内に「住所」又は「本籍」がある方は、記載事項について変更手続きをする必要があります。

以下に示す3つの項目のいずれかに該当する方は、必要書類をお持ちのうえ、神奈川県内の警察署（横浜水上警察署を除く）又は運転免許センターで手続きをおこなってください。

※必ず実施日（令和4年10月17日）以降に手続きしてください。

※なお、免許証・運転経歴証明書に記載されている最新の住所が、住居表示実施前の住所と異なる方は、住居表示変更証明書のみでは記載事項の変更手続きはできません。住民票等の証明書の添付が必要となります。

| 運転免許証、運転経歴証明書をお持ちの方                                                            | 変更届に添付が必要な書類 |              |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|
|                                                                                | 住居表示変更証明書    | 本籍変更のお知らせ(注) |
| <b>住所と本籍が</b><br><b>今回の住居表示実施区域内にある方</b><br>→ 住所と本籍が変更となります。                   | ○            | ○            |
| <b>住所が</b><br><b>今回の住居表示実施区域内にある方</b><br><b>（本籍は区域外の場合）</b><br>→ 住所のみが変更となります。 | ○            | —            |
| <b>本籍が</b><br><b>今回の住居表示実施区域内にある方</b><br><b>（住所は区域外の場合）</b><br>→ 本籍のみが変更となります。 | —            | ○            |

(注) ※本籍変更のお知らせは、実施日（令和4年10月17日）以降、市民課より戸籍単位で送付される予定です。

※住居表示実施後は住所と本籍が異なる表示となりますので、変更届をご記入の際はご注意ください。なお、住所と本籍の表示方法については、本冊子5ページをご覧ください。

※土地の分合筆等で、本籍の土地地番がすでに存在しない場合は、本籍の変更はありません。

### 平塚警察署

受付時間

月～金（祝日、年末年始の休日を除く）

9:00～12:00 13:00～16:00

TEL 0463-31-0110

平塚市西八幡一丁目3番2号

### 運転免許センター

受付時間

月～金（祝日、年末年始の休日を除く）

8:30～11:00 13:00～16:00

TEL 045-365-3111

横浜市旭区中尾一丁目1番1号

## 9 不動産変更登記について

不動産の登記名義人となっている方のみ必要な手続きです。不動産の登記名義人の住所が住居表示により変更となる場合は、下記の記載例を参考にして申請してください。

- 単独所有の場合・・・記載例 1（18ページ）
- 共同所有の場合・・・記載例 2（19ページ）
- 敷地権付区分所有の場合・・・記載例 3（20ページ）

### 【登記申請書の作成に際して】

- ・登記申請書を1通作成の上、登記原因証明情報として住居表示変更証明書を添付して、不動産の所在地を管轄する法務局に申請してください。なお、郵送で申請する場合は、**簡易書留**で送付してください。
- ・登記完了後に登記完了証が交付されますが、申請した法務局の窓口で受領するか、申請書及び添付書類のほかに返信用封筒（宛名記入したもの）に簡易書留以上の切手を貼り、同封すれば郵送による受領ができます。
- ・土地と建物が同一の名義人の場合は、同時に申請することが可能です。
- ・名詞以外の数字は「アラビア数字（0123456789）」で記入してください。
- ・不動産登記名義人の住所変更登記については、現在の法律では期限がありませんので、売買、相続、抵当権設定、抵当権抹消の事由が生じたときに手続きをされても結構です。（令和5年4月から順次施行されます改正不動産登記法によって、今後変更登記に係る内容が改正される可能性があります。ご不明な点は管轄の法務局へお問い合わせください。）

### 【留意事項】

- ・管轄の法務局については、法務局ホームページで確認ができます。なお、平塚市内の不動産登記を管轄するのは、**横浜地方法務局西湘二宮支局**です。
- ・登記記録の住所氏名が、住居表示変更証明書の変更前の住所氏名と異なる場合は、その移転等を証明するもの（住民票や戸籍簿謄本（抄）本）が必要となります。
- ・法務局では、**予約制による電話での手続き案内を行っております**。登記申請書の作成においてご不明な点があれば、事前に電話でお申込みください。なお、法務局では**対面による手続き案内（相談）は行っておりません**のでご注意ください。
- ・会社・法人名義の不動産について住所変更登記をするためには、事前に会社・法人登記を管轄する「横浜地方法務局湘南支局」において、会社・法人登記記録の本店変更登記を完了させる必要があります。

## 【登記申請書の記載事項】

### 1 変更後の事項

住居表示で変更になった新しい住所を記入してください。

### 2 申請人

新しい住所、所有者等の氏名、連絡先の電話番号を記入し、押印してください。（認印可）

### 3 添付書類

登記原因証明情報（住居表示変更証明書）を各申請人分添付してください。

### 4 申請年月日

申請（郵送）の年月日と、提出先の法務局の名称を記入してください。

### 5 不動産の表示

登記識別情報通知（権利証を含む）等の「不動産の表示」を参照の上、記入してください。

（建物の所有権取得後に増改築された場合や、登記識別情報等が見当たらないなど、記載内容が不明な方は、法務局で「登記事項要約書」又は「登記事項証明書」を取得して、内容をご確認いただけます。）

- ・登記事項要約書…不動産1つにつき450円（横浜地方法務局西湘二宮支局で取得できます）
- ・登記事項証明書…不動産1つにつき600円（全国の法務局で取得できます）

## お問い合わせ先

### 横浜地方法務局 西湘二宮支局

〒259-0123 中郡二宮町二宮1240番地1

TEL 0463-70-1102（平日8:30～17:15）

## 記載例1 単独所有の場合

法務局で受付時に使用するスペースなので  
この部分には何も記載しないでください



捨印(申請人の  
印と同じもの)

### 登 記 申 請 書

登 記 の 目 的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和4年10月17日 住居表示実施

変更後の住所を記載

変更後の事項 住所 平塚市 山下二丁目16番1号

申 請 人 住所 平塚市 山下二丁目16番1号

氏名 法務 太郎



新しい住所・氏名を記載し押印  
(認印可。但しスタンプ形式は不可)

連絡先の電話番号 000-000-0000

日中に連絡のつく電話番号を  
記載(携帯電話可)

添 付 書 類 登記原因証明情報

1 通

住居表示変更証明書を添付

提出日を記載

令和4年\*\*月\*\*日申請 横浜地方 法務局 西湘二宮支局

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第4号

提出先の法務局名を記載

不動産の表示  
土 地

登記識別情報通知等の「不動産の表示」のとおり正確にご記入ください  
※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には新町名をご記入ください

| 不動産番号         | 所 在      | 地 番    | 地 目 | 地 積 m <sup>2</sup> |
|---------------|----------|--------|-----|--------------------|
| 1234567890123 | 平塚市山下二丁目 | 1096番1 | 宅 地 | 345.67             |
|               |          | 番      |     |                    |

建 物

新町名

所在地番  
(従来地番)

|       |               |                       |                   |                      |         |
|-------|---------------|-----------------------|-------------------|----------------------|---------|
| 不動産番号 | 0987654321012 | 所 在                   | 平塚市山下二丁目 1096番地 1 |                      |         |
| 家屋番号  | 1096番1        | 種 類                   | 居 宅               | 構 造                  | 木造瓦葺2階建 |
| 床 面 積 | 1階            | 123.45 m <sup>2</sup> | 2階                | 98.76 m <sup>2</sup> |         |

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

## 記載例2 共有の場合

手続きが必要なのは、住所が変更となった名義人だけです。  
住居表示実施区域外の共有者の分は申請不要です。

法務局で受付時に使用するスペースなので  
この部分には何も記載しないでください



捨印(申請人の  
印と同じもの)

### 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和4年10月17日 住居表示実施

共有者それぞれの新住所を記載

共有者法務太郎の  
住所 平塚市 山下二丁目16番1号  
及び 共有者法務花子の住所 平塚市山下二丁目16番1号

申請人 住所 平塚市 山下二丁目16番1号

氏名 法務太郎 000-000-0000

住所 平塚市山下二丁目16番1号

氏名 法務花子

連絡先の電話番号 000-000-0000

申請人全員の新住所・氏名・  
連絡先(携帯電話可)を記載し、  
押印(認印可。但しスタンプ形式は  
不可)

添付書類 登記原因証明情報

2通

申請人それぞれの住居表示変更証  
明書を添付

提出日を記載

令和4年\*\*月\*\*日申請 横浜地方 法務局 西湘二宮支局

提出先の法務局名を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示 登記識別情報通知等の「不動産の表示」のとおり正確にご記入ください  
土地 ※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には新町名をご記入ください

| 不動産番号         | 所在       | 地番     | 地目 | 地積 m <sup>2</sup> |
|---------------|----------|--------|----|-------------------|
| 1234567890123 | 平塚市山下二丁目 | 1096番1 | 宅地 | 345.67            |
|               |          | 番      |    |                   |

建物

| 不動産番号         | 所在                    | 新町名     | 所在地番<br>(従来地番)       |
|---------------|-----------------------|---------|----------------------|
| 0987654321012 | 平塚市山下二丁目              | 1096番地1 |                      |
| 家屋番号          | 種類                    | 構造      | 床面積                  |
| 1096番1        | 居宅                    | 木造瓦葺2階建 |                      |
| 1階            | 123.45 m <sup>2</sup> | 2階      | 98.76 m <sup>2</sup> |

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、  
建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

### 記載例3 敷地権付区分所有の場合

法務局で受付時に使用するスペースなので  
この部分には何も記載しないでください



捨印(申請人の  
印と同じもの)

## 登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和4年10月17日 住居表示実施

変更後の住所を記載

変更後の事項 住所 平塚市 山下二丁目16番1-201号 あさひマンション

申請人 住所 平塚市 山下二丁目16番1-201号 あさひマンション

氏名 法務 太郎



新しい住所・氏名を記載し押印  
(認印可。但しスタンプ形式は不可)

連絡先の電話番号 000-000-0000

日中に連絡のつく電話番号を  
記載(携帯電話可)

添付書類 登記原因証明情報 1 通

住居表示変更証明書を添付

提出日を記載

令和4年\*\*月\*\*日申請 横浜地方 法務局 西湘二宮支局

提出先の法務局名を記載

登録免許税 登録免許税法第5条第4号

不動産の表示

登記識別情報通知等の「不動産の表示」とおり正確にご記入ください  
※ただし実施区域内の不動産の場合は所在欄の町名には新町名をご記入ください

不動産番号 0123456789012

一棟の建物の表示

|       |                    |                |
|-------|--------------------|----------------|
| 所在    | 平塚市山下二丁目 1096 番地 1 | 所在地番<br>(従来地番) |
| 建物の名称 | あさひマンション           |                |

専有部分の建物の表示

新町名

家屋番号(従来の番号)

|      |                    |        |                |
|------|--------------------|--------|----------------|
| 家屋番号 | 平塚市山下二丁目1096番1-201 | 建物の名称  | あさひマンション       |
| 種類   | 居宅                 | 構造     | 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建 |
| 床面積  | 2 階部分              | 120.00 | m <sup>2</sup> |

敷地権の表示(土地の符号1)

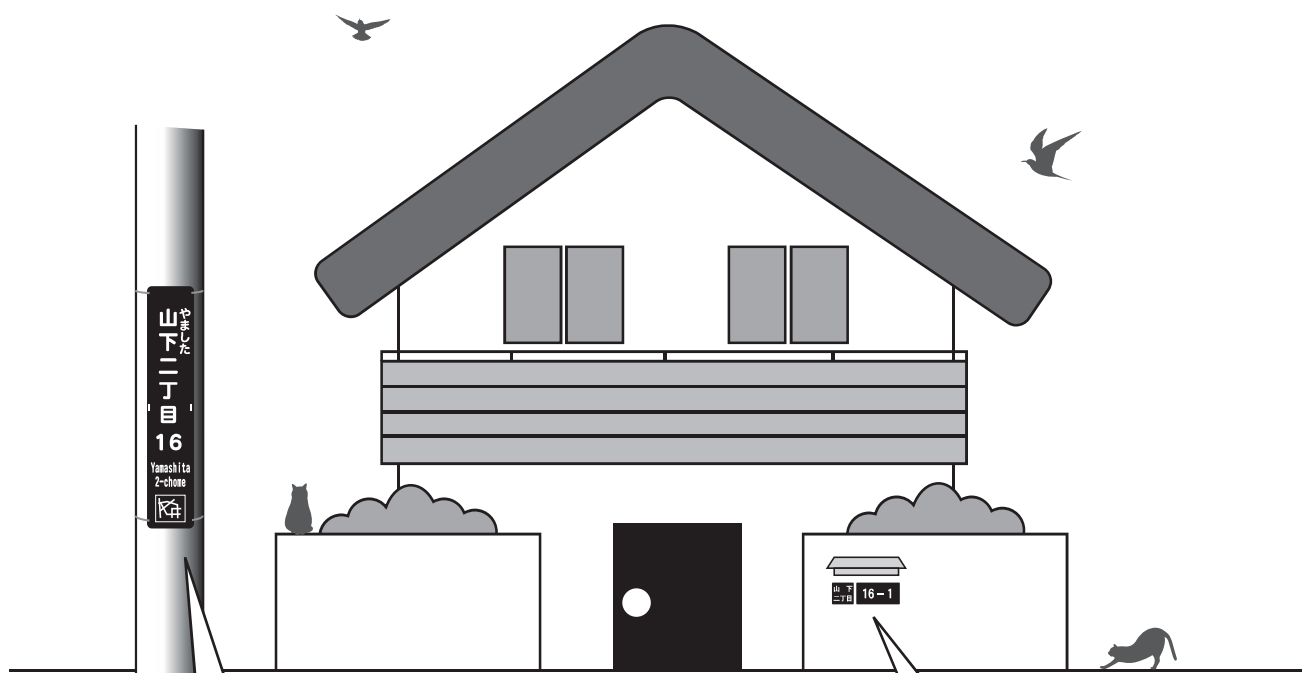
新町名

所在地番  
(従来地番)

|        |                   |        |         |                |
|--------|-------------------|--------|---------|----------------|
| 所在及び地番 | 平塚市山下二丁目 1096 番 1 |        |         | 所在地番<br>(従来地番) |
| 地 目    | 宅地                | 地 積    | 1234.56 | m <sup>2</sup> |
| 敷地権の種類 | 所有権               | 敷地権の割合 | 100分の1  |                |

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線で囲われた部分(土地の所在、地番、地目及び地積、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。ただし、敷地権の種類及び敷地権の割合は省略できません。

## 10 各種表示板について



「**街区表示板**」を  
各街区の電柱やフェン  
スなど、見やすい位置  
に市が取り付けます。



「**町名表示板**」と  
「**住居番号表示板**」を配付  
しますので、見やすい位置に取り  
付けてください。

※集合住宅の場合は所有者又は  
管理者にお渡しします。



市で取り付ける「街区表示板」や、みなさんに配付した「町名表示板」「住居番号表示板」などは、わかりやすいまちづくりを進めるために欠かせないものです。

実施日までに、ご自身の家の入り口（郵便ポストや表札付近など）の通行人から見やすい場所に、町名表示板と住居番号表示板の取り付けをお願いいたします。

## 11 関係機関案内

### 平塚警察署

〒254-0073

平塚市西八幡一丁目3番2号

TEL0463-31-0110

- ・警察署の駐車場が満車の場合は、隣の県合同庁舎有料駐車場をご利用ください。
- ※駐車券を利用窓口に提示すれば2時間まで無料

### 関東運輸局

#### 湘南自動車検査登録事務所

〒254-0082

平塚市東豊田369番地の10

TEL050-5540-2038

- ・JR東海道線「平塚」駅北口より神奈中バス平65系統（大島経由田村車庫行き）で「湘南車検場前」バス停より徒歩2分
- ・駐車場有り

### 軽自動車検査協会

#### 神奈川事務所 湘南支所

〒254-0082

平塚市東豊田369番地の13

TEL050-3816-3119

- ・左記関東運輸局と同じ敷地内のF棟になります。

### 横浜地方法務局

#### 西湘二宮支局

〒259-0123

神奈川県中郡二宮町二宮1240番地1

TEL 0463(70)1102

※登記の御相談は事前に電話予約をしてください。

- ・JR東海道線「二宮」駅より徒歩8分  
又は神奈中バス「堂面」バス停より徒歩5分



---

## 12 よくある質問

---

### ☐ ■ 住居表示について ■ ☐

**Q. 建物が建っていない土地にも住居表示はされますか？**

**A.** 住居表示は、建物に対して番号を付けるものです。したがって、建物がない土地には番号は付きません。

**Q. 住所を選ぶことはできますか？**

**A.** 希望する住所を選ぶことはできません。法令などにより規定された基準に従い決定されます。

**Q. 住居表示実施日（令和4年10月17日）の前に住所変更手続きをすることは可能ですか。**

**A.** 実施日より前に住所変更手続きはできません。10月17日以降にお願いします。ただし、住居表示のお知らせ用はがきについては、住居表示実施日より前（令和4年9月1日～）に投函できます。

**Q. 住居番号が順番になっていなかったり、飛んでいたりするところがあるのはなぜですか？**

**A.** 住居表示では、建物の出入口によって住居番号を決定しています。そのため、建物の出入口の方向によっては、隣り合っている番号が飛ぶことがあります。また、今後新しい建物が建つことを想定して、番号を残していることもあります。

**Q. 新住所の表し方について、「丁目・番・号」を省略して記入することは可能ですか。**

**A.** 簡易的な手続きや郵便物の宛先等については、「丁目・番・号」を省略してハイフンでつないでも差し支えありません。（例：山下三丁目25番1号→山下3-25-1）ただし、住民票と同じ表記が求められる手続きの際は、正確な住所をご記入ください。

### ☐ ■ 郵便・宅配について ■ ☐

**Q. 旧住所で宛先が書かれた郵便物はいつまで配達されますか。**

**A.** 住居表示実施後も、最低1年間は配達されます。それ以降は、住居表示実施時の資料により、可能な範囲で配達されます。

**Q. 手続きが必要な機関に住居表示のお知らせ用はがきを送付すれば、住所変更がされますか。**

**A.** 変更されません。はがきは、親戚や知人へ通知するためのものであるため、各社の様式にしたがって手続きをしてください。

**Q. 民間の宅配業者に対しては、住居表示の通知等はしていますか？**

**A.** 本市から、主要な宅配業者に対して、住居表示新旧対照案内図を送付しています。

**Q. 住居表示のお知らせ用はがき(無料)が足りなくなった場合、どうすればいいですか？**

**A.** 在庫がある限りはお渡しすることができます。平塚市役所都市整備課(0463-21-8783)にお問い合わせください。

**Q. 住居表示のお知らせ用はがき(無料)はいつまで使用できますか。**

**A.** 令和5年8月31日までです。

☐ ■ 証明書について ■ ☐

**Q. 住居表示変更証明書の有効期限はありますか？**

**A.** 住居表示実施時点での変更情報を証明するものであるため、有効期限はありません。ただし、手続き先により、発行日より○日以内の証明書が必要という場合は、改めて市民窓口センター等で住居表示変更証明書(発行手数料無料)の交付を受けてください。

**Q. 通知書の再発行はできますか？**

**A.** 再発行できませんので、大切に保管してください。なお、新住所と旧住所の関係を示す文書としては、住居表示変更証明書を使用してください。住居表示変更証明書は無料で交付されます。

☐ ■ 登記について ■ ☐

**Q. 登記をするのに費用はかかりますか？**

**A.** 住居表示実施による住所の変更登記については、通知書を提出することで登録免許税は免除(無料)になります。ただし、変更登記を司法書士等に依頼する場合、その方に支払う費用はかかります。

**Q. 不動産を複数所有している場合でも、登記申請書は1枚で手続き出来ますか？**

**A.** 同じ法務局の管轄であれば可能です。また、一覧を添付して申請することも可能です。

□■運転免許証、車検証について■□

**Q. 運転免許証の住所変更や、本籍変更は更新の際に併せて行うことは可能ですか？**

**A. 更新の際に行っていただいても問題ありません。**

**Q. 平日に警察署に行けない場合はどうすればいいですか？**

**A. 代理人による手続きが可能です。その場合、窓口にお越しになる方の本人確認書類が必要になりますので、ご用意ください。**

**Q. 自動車のナンバーが県外の場合、手続きは必要ですか？**

**A. 所有者の住所が住居表示実施区域内であれば、手続きが必要ですので登録している管轄の事務所にお問い合わせください。**

□■税・マイナンバーカードについて■□

**Q. ふるさと納税のワンストップ特例制度について、手続きは必要ですか？**

**A. 住居表示実施日以降、ふるさと納税を申請する際には、新しい住所で申請してください。既に申請しているふるさと納税については、自治体によって手続きが必要になることがありますので、納付先の自治体にご確認ください。**

**Q. 現在マイナンバーカードを持っていませんが、住居表示実施後でないと申請出来ませんか？**

**A. 申請は可能ですが、カードは申請時点での住所で作成されますので、住居表示実施日以降に住所変更の手続きが必要になります。  
なお、マイナポイントをご希望の方は、9月末日までにマイナンバーカードの申請が必要です。**

**Q. 既にマイナンバーカードを申請済みですが、住居表示実施後に受け取れますか？**

**A. 受け取れますが、カード申請時の住所が記載されていますので、住居表示実施日以降に住所変更手続きが必要になります。**

□■その他■□

**Q. 共同住宅のオーナーから、居住者に対して何かお知らせをする必要はありますか。**

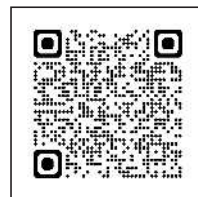
**A.** 共同住宅の居住者に対しては、本市から個別で通知書等の資料一式を配付していますので、オーナー様からお知らせする必要はありません。住居表示実施日以降に入居される方には、新住所をお伝えください。

**Q. 銀行(ゆうちょ銀行含む)、証券会社、保険会社等の住所変更手続きには何が必要ですか？**

**A.** 住居表示変更証明書が必要となる場合が多いです。ただし手続き先によっては、証明書が不要なこともあるため、詳細は手続き先にご確認ください。

市ホームページでも「よくある質問」を掲載しています。

右二次元コードまたは「平塚市 住居表示」で検索してください。



住居表示に関するお問い合わせなどは...

平塚市役所 都市整備部 都市整備課

TEL 0463-21-8783(直通)

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号